

無人駅防犯協力員運用要綱

平成 11 年 8 月 4 日

埼例規第 53 号・鉄警

警 察 本 部 長

無人駅防犯協力員運用要綱の制定について（例規通達）

この度、鉄道施設の公共性にかんがみ、無人駅及びその周辺の安全と平穩を確保するため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成 11 年 9 月 1 日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

無人駅防犯協力員運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鉄道の無人駅（終日管理者が不在である駅をいう。以下同じ。）及び準無人駅（鉄道事業者が昼間の管理者を委託し、夜間無人となる駅をいう。以下同じ。）とその周辺の安全と平穏を確保するための無人駅防犯協力員（以下「協力員」という。）及び準無人駅防犯協力員（以下「準協力員」という。）の運用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力員等の配置基準)

第2条 協力員の配置は、各無人駅に原則として1人とする。

2 準協力員の配置は、必要により各準無人駅に1人とする。

(協力員の委嘱等)

第3条 協力員には、無人駅の周辺に居住する住民の中から、当該地域の安全に関心があり、かつ、当該地域住民等からの信望が厚い者を委嘱する。

2 協力員の委嘱は、地域部鉄道警察隊長（以下「鉄道警察隊長」という。）及び無人駅又は準無人駅の所在地を管轄する警察署の長（以下「所轄警察署長」という。）並びに当該無人駅に係る鉄道事業所の代表者等の連名による委嘱状（別記様式）を交付して行うものとする。

3 協力員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 第1項の規定は、準協力員の選定について準用する。

5 準協力員の依頼は、鉄道警察隊長及び所轄警察署長が口頭により行うものとする。

(協力員等の任務)

第4条 協力員の任務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 無人駅及びその周辺における事件、事故、災害等の発生を未然に防止する活動の推進

(2) 無人駅及びその周辺で事件、事故、災害等が発生した際の警察（交番及び駐在所を含む。以下この条において同じ。）及び鉄道事業者への連絡

(3) 無人駅利用者等からの事件、事故、災害等の未然防止に関する意見、要望等の把握並びに警察及び鉄道事業所への連絡

(4) その他無人駅及びその周辺での事件、事故、災害等の未然防止に関する警察及び鉄道事業者との連携

2 準協力員の任務については、前項第2号及び第3号の規定を準用する。この場合において、前項第2号中「無人駅」とあるのは「準無人駅」と、前項第3号中「無人駅利用者等」とあるのは「準無人駅利用者等」と読み替えるものとする。

(鉄道警察隊長及び所轄警察署長の責務)

第5条 鉄道警察隊長及び所轄警察署長は、協力員に対し積極的な支援を行うとともに、準協力員に対しては適宜情報を伝達するなど、良好な連携の保持に努めるものとする。

(連絡会の設置)

第6条 協力員、鉄道警察隊長、所轄警察署長及び鉄道事業所の代表者等で構成する埼玉県無人駅防犯協力員連絡会(以下「連絡会」という。)を設置し、必要に応じて会議を開催するものとする。

2 連絡会に関する事務は、地域部鉄道警察隊において処理するものとする。

実施日

この通達は、平成11年9月1日から実施する。

実施日(平成15年8月28日鉄警第471号)

この通達は、平成15年9月1日から実施する。

実施日(平成30年12月5日文第421号)

この通達は、平成30年12月5日から実施する。

別記様式

委 嘱 状

様

あなたを無人駅防犯協力員として委嘱します。

年 月 日

埼玉県警察本部地域部

鉄道警察隊長 印

埼玉県 警察署長 印

株式会社

職 名 印